

# 家畜飼養者の皆さまへ

～全ての反芻獣・豚・馬・家禽は

1頭、1羽からの報告が義務化されています

近年の全国各地での豚熱、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザの発生を踏まえて、家畜伝染病の発生予防やまん延防止のため、家畜や家禽の所有者は、毎年1回、飼養している頭羽数および飼養衛生管理の状況について報告が必要となっています。

対象となる家畜および家禽の所有者は報告をお願いします。

## ■対象家畜

牛、水牛、馬、鹿、羊、山羊、豚、いのしし

## ■対象家禽

鶏、うずら、あひる、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥、あいがも



なお、小規模飼養者は家畜の種類と頭羽数のみの報告となります。

## ○小規模飼養者とは

- ・牛、水牛、馬：1頭
- ・鹿、羊、山羊、豚、いのしし：5頭以下
- ・鶏、うずら、あひる、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥、あいがも：99羽以下
- ・だちょう：9羽以下

## ■報告期限 3月8日(月)

## ■提出先

農林課または各総合支所・出張所

※報告様式については、農林課にお問い合わせください。  
(農林水産省のホームページ「飼養衛生管理基準について」定期報告書の様式(令和3年)からダウンロードできます)

## ■問い合わせ

- ・町農林課 農林振興班  
☎ 0820 (79) 1002
- ・東部家畜保健衛生所  
☎ 0820 (22) 2416

## お済みになりましたか？

# 軽自動車などの廃車や名義変更は4月1日までに

軽自動車税は4月1日現在の所有者に課税されます。4月1日までに廃車された方は令和3年度の軽自動車税は課税されません。軽自動車などを売ったり、譲ったり、廃棄されたりした方は必ず所定の手続きをしてください。また、転出や転入をした方も早めに住所変更手続きを済ませてください。

軽自動車などについての各種手続きは、販売店または所定の窓口へお願いします。

なお、各種町税の納付には便利な口座振替をご利用ください。

種別	窓口
原動機付自転車 (125cc 以下) 小型特殊自動車	町役場 各総合支所・出張所
軽自動車 2輪 (125cc 超～250cc 以下)	全国軽自動車協会連合会山口事務所 ☎ 083 (922) 8877
2輪の小型自動車 (250cc 超)	山口運輸支局 ☎ 050 (5540) 2073
3輪・4輪 軽自動車	軽自動車検査協会山口事務所 (コールセンター) ☎ 050 (3816) 3085



## ◎軽自動車税減免申請の手続きについて

令和2年度に減免該当された方は「更新」対象者として、3月中旬に減免継続のための確認用通知書を送付しますので、内容を確認のうえ、期限までに手続きをください。

問い合わせ 税務課 課税第1班 ☎ 0820 (74) 1008